

海津市LED防犯灯導入事業

仕 様 書

平成28年6月

海 津 市

仕様書目次

- 1 事業名
- 2 業務
- 3 事業場所
- 4 事業目的
- 5 履行期限
- 6 業務内容
- 7 業務実施条件
- 8 業務成果品
- 9 実施手法
- 10 提供資料と責任分担
- 11 その他
- 12 連絡先

海津市LED防犯灯導入事業 仕様書

1 事業名 海津市LED防犯灯導入事業（以下「事業」という。）

2 業務

本事業は、次の二つの業務を連携して実施する。

(1) 市活委第5号 海津市LED防犯灯導入調査業務（以下「調査業務」という。）

(2) 市活物第1号 海津市LED防犯灯導入業務（以下「導入業務」という。）

3 事業個所 海津市内

4 事業目的

本事業において、市内のLED化されていない防犯灯を一斉にLED防犯灯に切り替え、導入費用をリース契約とすることにより以下の目的の達成を図る。

- (1) 環境に配慮した低炭素社会への寄与
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 消費電力の削減による将来的な財政的負担の軽減
- (4) 地域経済の活性化と雇用の創出

5 履行期間

(1) 調査業務：契約締結の日から平成28年10月31日まで

(2) 導入業務：調査業務完了後、契約締結の日から平成29年2月28日まで

LED防犯灯のリース期間は、平成29年3月1日から平成39年2月28日まで10年間とする。

6 業務内容

以下に示す業務の内容・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務計

画書を提出する。

(1) 調査業務

ア 業務計画書の提出

① 受注業者は、調査業務の履行について、契約締結後10日以内に業務計画書を作成し、承認を得ること。

② 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- a 検討業務内容
- b 業務遂行方針
- c 業務工程表
- d 業務実施体制、組織図及び緊急連絡先
- e 業務責任者、担当者及び経歴書
- f 業務フローチャート
- g 市との打合せ計画
- h その他

イ 現況調査

① 既設防犯灯の設置状況の調査

調査項目：所在地、電柱・ポール等の区別、引込柱の電柱番号、照明灯種別、ポールの状況等

(ポール劣化状況についてランク付けを行う。なお、ポール劣化が激しく、設置が困難な場合、本市との協議とする。)

※市が所有するGIS(地図情報システム)のデータとの突合を想定している。

② 電力使用量、温室効果ガスの排出量の算出

③ 電力契約の照合(既設防犯灯に係る電力契約の調査照会及び現況との突合)

④ その他

調査業務実施前に本市と協議のうえ最終決定する。

ウ 調査結果の整理及び管理方法

事業後の防犯灯の維持管理を簡素化させるため、GIS（地図情報システム）にデータを落とし込むこと。

また、必要なデータ項目は次のとおりとする。

- ① 位置情報（住所、管理番号、中電引込柱番号、NTT柱番号等）
- ② 設置年月日、設置場所、移設年月日等
- ③ 設置概要（照明灯種別、柱形状、施工者名、設置開始年月日、事業名等）
- ④ 電力契約情報（契約名義、お客様番号、請求番号、契約W数、契約灯数、引込状況等）
- ⑤ 修繕及び移設等記録（記録の管理区分）作業年月日、修繕内容及び移設情報等、施工者名等、既設防犯灯の種別及び消費電力）
- ⑥ 防犯灯の写真（位置情報にリンクさせること）
- ⑦ その他

エ 導入計画の分析・策定業務

- ① 導入数量、導入コストの算出、事業実施による電力料金削減及び省エネルギーの効果等LED防犯灯導入計画の策定に必要な分析業務
- ② 導入コストの対象となる業務は以下の業務とする。
 - a 防犯灯のLED照明器具への切り替え作業
 - b 管理台帳のデータ更新業務
 - c 電力会社への手続き等
 - d 10年間の維持・保守管理（電気料の支払いは除く。）
 - e 故障・修繕発生時の迅速な連絡調整
- ③ 契約期間を10年間としたリース方式による最適な導入方法（設計・施工）と維持管理も含めたLED防犯灯導入計画の策定

(2) 導入業務

ア 業務計画書の提出

- ① 受注業者は、導入業務の履行について、契約締結後10日以内に業務

計画書を作成し、承認を得ること。

② 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- a 検討業務内容
- b 業務遂行方針
- c 業務工程表
- d 業務実施体制、組織図及び緊急連絡先
- e 業務責任者、担当者及び経歴書
- f 業務フローチャート
- g 市との打合せ計画
- h その他

イ 導入作業等

① 防犯灯のLED照明器具への切り替え

- a 提案する防犯灯は、優良防犯機器認定制度（RBSS）の認定品であること。
- b 防犯灯を設置する高さは、地上約4.5mとする。

② 防犯灯管理プレートの設置

プレートには以下の記載をすること。なお、プレートは、紫外線や錆などに耐候性があり、刻字についても劣化せずに文字認識が容易であること。

- a 「海津市防犯灯」
- b 防犯灯管理番号

③ 管理台帳データの更新

④ 電力会社への手続き等

⑤ 10年間の維持・保守管理

⑥ 故障・修繕発生時の迅速な連絡調整

ウ リース契約

受注業者との交渉に基づき再度見積書の提出を求め、企画提案時に提出した見積書の金額を上限として契約する。

リースの支払いは、月払いとし、1ヶ月の期間終了後、事業者からの請求により、30日以内に支払うこととする。

ただし、調査業務において灯数等に変更が生じた場合は、見積内訳書に基づき、1灯当たりの単価に調査業務において、確定した灯数を乗じて得た額を契約額の上限とする。

エ 事業報告書の提出

受注業者は、平成28年度から4年間、一般社団法人環境技術普及促進協会へ報告する、本事業で導入した全LED防犯灯に係る二酸化炭素削減効果等について取りまとめ、年度毎に年度の終了後30日以内に本市に報告すること。

オ 維持・保守管理データの提出

受注業者は、リース期間における防犯灯の維持・保守管理について、管理台帳の修繕履歴等のデータ更新に必要なデータを、年度毎に年度の終了後30日以内に市に報告すること。

7 業務実施条件

(1) 調査業務

- ア 契約締結後、提案された施工計画をもとに本市と事前に調整を図ること。
- イ 調査中に生じた疑問点・問題点は、本市と十分協議すること。
- ウ 調査中に発生した事故等の対応は、受注者の責任において処理すること。
- エ 検査等、現場の確認は受注者の責任において行うこと。

(2) 導入業務

- ア 契約締結後、提案された施工計画をもとに本市と事前に調整を図ること。
- イ 導入業務の協力業者については、市内の民間業者を優先して選定すること。
- ウ 電力会社への届出は、本市と事前に調整を図ること。
- エ 切り替え作業中に生じた疑問点・問題点は、本市と十分協議すること。
- オ 切り替え作業中に発生した事故等の対応は、受注業者の責任において処

理すること。

カ 取り外した灯具の取り扱いについては、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。

キ 検査時、現場の確認は受注業者の責任において行うこと。

ク 切り替え作業に伴い発生する諸経費については、全て導入業務に含むものとする。

ケ 本事業により導入したLED防犯灯は、リース期間終了後、市にその所有権を無償譲渡すること。

コ リース料に係る債権は、譲渡又は担保とすることができないものとする。

サ 構造、性能等については、一般社団法人環境技術普及促進協会が定める「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域におけるLED照明導入促進事業）交付規程」において別に添付された「地域におけるLED照明導入促進事業におけるLED照明技術基準」の要件を満たすこと。

(3) その他

作業のために住民の敷地等に立ち入る場合は、その状況により所有者等の了解を得て、紛争の起こらないよう留意すること。また、作業員は、身分証を携帯するとともに、腕章等を着用して住民に不安を与えぬよう注意すること。

8 業務成果品

(1) 調査用務

業務による成果品は、「6 業務内容」において定めた事項について、次の各号に定めるものを、調査結果報告書として取りまとめ、納品するものとする。

提出方法は、A4版ファイル（必要に応じてA3版）にとじ込んだ出力データ各2部と、電子媒体（CD-R等）にて納品すること。なお、電子媒体のファイル形式については別途本市と協議するものとする。

成果品の納品時期については、別途本市と協議のうえ決定するものとする。

る。

- ア 現況調査報告書
- イ 防犯灯管理台帳基礎データ（電子媒体のみ）
- ウ LED照明設置位置データ（電子媒体及び紙媒体）
- エ 本市等との協議の議事録
- オ その他、本市との協議において必要とされたもの

（２） 導入業務

業務による成果品は「６ 業務内容」において定めた事項について、次の各号に定めるものを、業務完了報告書としてとりまとめ、納品するものとする。

提出方法は、A4版ファイル（必要に応じてA3版）にとじ込んだ出力データ各２部と、電子媒体（CD-R等）にて納品すること。なお、電子媒体のファイル形式については別途本市と協議するものとする。

- ア 業務完了報告書
- イ 工事写真（施工前・施工後）
- ウ 本市との協議の議事録
- エ その他、本市との協議において必要とされたもの

９ 実施手法

（１） 本業務にあたり、業務スケジュールは下記を想定すること。

期 間	業務内容等
平成２８年７月	事業者選定
平成２８年７月（契約締結後） ～平成２８年１０月３１日	調査業務
平成２８年１１月（調査完了後） ～平成２９年２月２８日	導入業務
平成２９年３月１日 ～平成３９年２月２８日	リース期間

- (2) 本業務の実施にあたっては、業務計画書を元に、本市との十分な協議の上、役割分担等の明確化を図り、効率的な業務の遂行に努めること。
- (3) 本業務における安全・衛生対策については、関係諸法令を遵守すること。
また、作業の安全及び環境にも配慮すること。

10 提供資料と責任分担

(1) 調査業務

市は受注業者に対して契約締結後、次のものを提供する。

- ア 防犯灯現況位置図
- イ 防犯灯管理台帳（エクセルデータ）

(2) 責任分担

市と受注業者の責任分担については、原則として別表2の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）に基づき負担するものとする。応募者は負担すべきリスクを想定したうえで事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

11 その他

- (1) 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、海津市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、業務の全てを実施体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と受注業者と協議の上、業務を遂行するものとする。
- (4) 企画提案を行った項目やプレゼンテーション及びヒアリング内容については市と協議の上、特記仕様に加える。
- (5) 海津市LED防犯灯導入事業者が特定されるまで、その選定の公平性を保つため、本事業について本事業プロポーザルの参加者に、直接または間接

の接触を行ってはならない。

1 2 連絡先

海津市 市民環境部 市民活動推進課 生活安全係

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

TEL : 0584-53-3194 (直通) FAX : 0584-53-1598

Eメール : shiminkatsudo@city.kaizu.ig.jp

別表 1

現状から想定される防犯灯内訳

中部電力電灯料金区分	防犯灯内訳 (内既設LED灯)	交換後 (内既設LED灯)
10W	— (108灯)	1,507灯 (108灯)
20W	— (130灯)	1,548灯 (130灯)
40W	1,507灯 (—灯)	—
60W	1,548灯 (—灯)	—
計	3,055灯 (238灯)	3,055灯 (238灯)

防犯交換基準

交換前	交換後	灯数
蛍光灯20形等	LED10VA	1,507灯
ナトリウム灯40W	LED20VA	1,548灯

※調査業務の結果により、防犯灯数等に変更が生じる場合がある。

別表2 予想されるリスクと責任分担

区分	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通事項	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	事業提案の誤り	本事業提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保障をする保険		○	
	事業の中止・延期		本市の指示	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
			施設建設に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
		本市の事業放棄によるもの	○		
計画設計段階	不可効力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみ対象とする）	○	○	
	設計変更		本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
事業者の指示・判断によるもの				○	
資金調達		必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更（詳細は契約書による）	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○		
	用地の確保		資材置き場の確保		○
設計変更		本市の指示条件、判断の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	

	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	
支払 関 連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）	○	
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○
	金利	市中金利の変動		○
維 持 管 理 関 連	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
	設備の損害	本市の故意・過失又は施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備の損傷	○	○
機器の不良	機器が所定の性能を達成しない場合		○	
光熱費単価	光熱費単価の変動	○		
保 証 関 連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設、設備への損害、施設運営・業務への損害		○